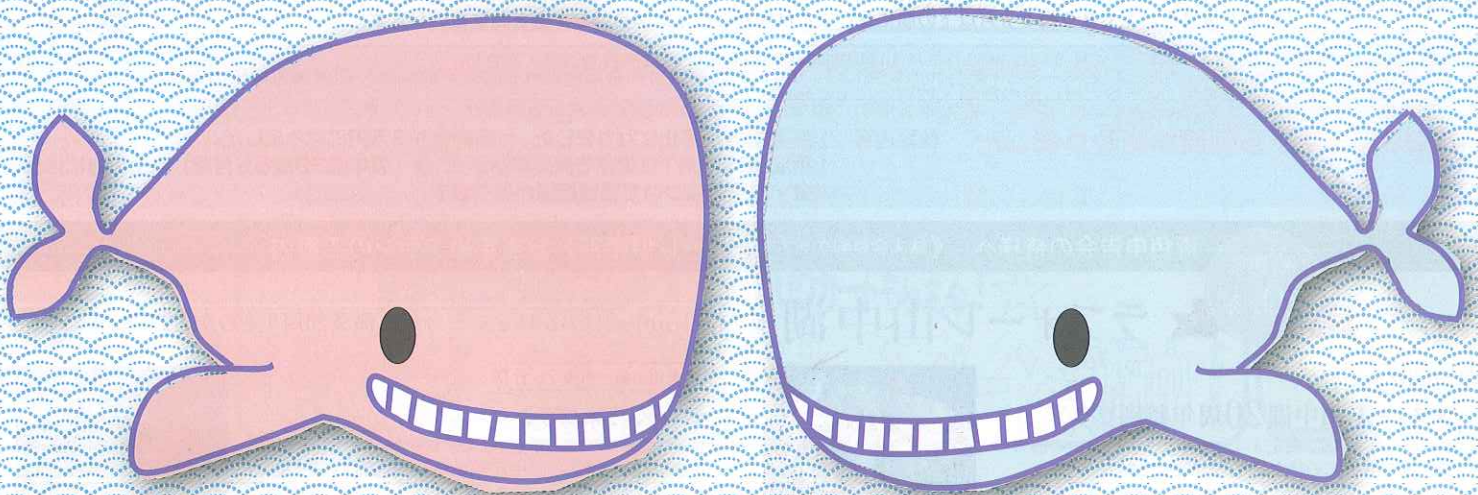


～やっぱり安心、青色申告会の「助け合い制度」～

青色共済

14歳6ヵ月から **60歳6ヵ月** の方まで加入できます



平成26年5月から**制度内容が一部変わりました**

詳しくは中面をご覧ください

平成26年8月1日保障(補償)開始(7月22日締切)

※保障(補償)の開始時間は損保引受分が午後4時から、それ以外の生保引受分・自家共済部分が午前0時からになります

東京青色申告会連合会共済会
〒102-0074 千代田区九段南4-8-36
TEL: 03-3230-8501
FAX: 03-3230-8655

—加入申込その他のお問い合わせは—

(一般社団) 青梅青色申告会
〒198-0031 東京都青梅市師岡町4-7-25
TEL. 0428-23-0108(代)
FAX. 0428-22-4788

青色共済制度は、東京青色申告会連合会共済会の自家共済に、三井生命保険株式会社、日本生命保険相互会社および第一生命保険株式会社の団体定期保険と株式会社損害保険ジャパンおよびフェデラル・インシュアランス・カンパニー・ジャパンの団体傷害保険を組み合わせています。このパンフレットには「平成26年8月1日保障(補償)開始版 重要事項のご説明」別冊がついています。

月額1,000円の給付内容

(平成26年5月1日改定)

共済金の種類	災害弔慰金 (生保+損保)	弔慰金 廃疾共済金 (生保)	障害見舞金 (損保)	入院見舞金 (自家共済)		火災見舞金 (自家共済)	特別弔慰金 (自家共済)
	不慮の事故により死亡したとき (または廃疾になったとき)	疾病により死亡または廃疾になったとき	不慮の事故により身体障害になったとき	災害	疾病	火災による損害が発生したとき	死亡または廃疾になったとき
年齢 (注)				不慮の事故により5日以上継続入院のとき	疾病により5日以上継続入院のとき		
14歳6ヵ月超 40歳6ヵ月以下	500万円 (生保300万+損保200万)	300万円	最高200万円	1日につき1,750円 10万円を限度		所轄消防署 にり災申告 がある場合	
40歳6ヵ月超 50歳6ヵ月以下	400万円 (生保200万+損保200万)	200万円		1日につき1,500円 60日を限度			
50歳6ヵ月超 60歳6ヵ月以下	200万円 (生保100万+損保100万)	100万円	1日につき1,000円 60日を限度				
60歳6ヵ月超 65歳6ヵ月以下	200万円 (生保100万+損保100万)	100万円	1日につき1,000円 45日を限度				
65歳6ヵ月超 70歳6ヵ月以下	150万円 (生保50万+損保100万)	50万円	[全年齢の共通条件] 入院初日より年度 内それぞれの日数 または金額を限度				
70歳6ヵ月超 75歳6ヵ月以下	130万円 (生保30万+損保100万)	30万円					
75歳6ヵ月超 80歳6ヵ月以下			1日につき1,000円 30日を限度				
80歳6ヵ月超	年齢が80歳6ヵ月をこえることとなる年度更新時に、傘寿金 (3万円) の給付を受けて自動脱会となります。ただし、75歳6ヵ月をこえて80歳6ヵ月以下の間に死亡または廃疾になった場合は傘寿金をお支払いします。						

(注) 給付事由が発生した年度 (5月1日~4月30日) 当初の5月1日現在の年齢をもとに給付内容をご覧ください。
 ※ 上記給付内容の内訳は()内および右ページの「青色共済制度について」にある「給付内容に含まれる団体定期保険・団体傷害保険の保険金*」
 ※ 「自家共済に関する注意事項」にある「給付金の種類・内容」にてご確認ください。
 ※ 団体傷害保険 (損保) は、競輪選手やプロレスラー等、被保険者のご職業によってはお取扱いが異なる場合がございます。

平成26年5月から制度が変わりました 改定内容 ①長寿祝金が廃止になりました。②傘寿金が3万円になりました。
 ③平成26年5月1日現在で保険年齢が70歳 (満年齢69歳6ヵ月超) 以上の方には長寿祝金・傘寿金について経過措置があります。

祝開業 20周年

青色申告会の皆様へ 《法人会員制クラブ ラフォーレ倶楽部》おすすめプランのご案内

ラフォーレ山中湖

ラフォーレ山中湖はおかげさまで、今年で開業20周年をむかえました!

1日20名限定

ラフォーレ山中湖 20周年特別プラン

ご夕食には本プラン限定メニュー「甲州ワインビーフの溶岩焼き」をご用意。この機会にぜひご賞味ください。

期間 4月1日(火)~7月11日(金)泊 ※4/26~5/5泊を除く。

料金 1泊2食+富士山でぬぐいたおる付 大人 13,600~14,800円

特典 ゆったり20時間ステイ (チェックアウト10:00)

富士山の麓で爽快プレイ!

テニス三昧プラン

富士山をバックに思う存分テニスを! ボールやラケット用品のご用意もございますので、かさばりがちな荷物も心配いりません。

期間 4月1日(火)~7月11日(金)泊 ※4/26~5/5泊を除く。

料金 1泊2食付+テニスボール*+ミネラルウォーター付 大人 11,800~15,400円

特典 ラケット・シューズの貸出し無料 (先着順)

※掲載の料金は定員利用時1名様あたりの料金で、消費税・サービス料込の総額表示です。※入湯税を別途申し受けます。※写真はイメージです

ラフォーレ予約ダイヤル **03-6409-2800** WEBサイト [ラフォーレプラス](#) 検索 法人会員No. 20344 法人パスワード 20344cc

個人情報の取扱いについて

青色共済制度に関する個人情報について、共済会ならびに引受保険会社が次の取扱いを行うことに同意のうえお申込みください。なお、今後、個人情報に変更等が発生した際にも、引続き共済会および引受保険会社においてそれぞれ下記に準じて個人情報が取扱われます。

<共済会での取扱い>

(1) 利用目的について
 加入申込書に記載された個人情報については、次の目的以外には使用しません。①共済会規約に基づく会費請求等の案内 ②共済金給付規約に基づく給付事務等 ③共済会規約改正等の案内および青色ドック等の事業案内 (2) 第三者提供について
 青色共済制度では、給付に安全をきすため、保険会社が運営する団体定期保険および団体傷害保険に加入しております。本制度の運営にあたり、共済会は申込書類に記載の個人情報 (氏名、性別、生年月日、健康状態等) を本制度の事務手続きのために使用し、また、当共済会が保険契約を締結する引受保険会社 (三井生命保険株式会社、日本生命保険相互会社、第一生命保険株式会社、株式会社損害保険ジャパンおよびフェデラル・インシュアランス・カンパニー・ジャパン) へ提供します。
 東京青色申告会連合会共済会

<引受生命保険会社での取扱い>
 引受保険会社は受領した個人情報を各種保険契約の引受・継続・維持管理、保険金・給付金等の支払い、その他保険に関連・付随する業務のために利用します (*).

また、上記の利用目的の達成に必要な範囲内で、共済会、業務委託先、医療機関、保険金の請求・支払に関する関係先、保険協会、他の保険会社・再保険会社に提供することがあります。
 引受保険会社は、今後、変更する場合がありますが、その場合、個人情報は変更後の引受保険会社にも提供されます。
 * 保健医療等の機微 (センシティブ) 情報については、保険業法施行規則により、業務の適切な運営の確保、その他必要と認められる目的に利用目的が制限されています。
 三井生命保険株式会社・日本生命保険相互会社・第一生命保険株式会社
<引受損害保険会社での取扱い>
 本保険契約に関する個人情報は、各引受保険会社が本保険引受の審査および履行のために利用するほか、各引受保険会社および各引受保険会社のグループ会社が、本保険契約以外の商品・サービスのご案内・ご提供や保険引受の審査および保険契約の履行のために利用したり、提携先・委託先等の商品・サービスのご案内のために利用することがあります。
 ただし、保健医療等の特別な非公開情報 (センシティブ情報) の利用目的は、保険業法施行規則に従い、業務の適切な運営の確保その他必要と認められる範囲に限定します。
 また、本保険契約に関する個人情報の利用目的の達成に必要な範囲内で、業務委託先 (保険代理店を含む)、保険仲立人、医療機関、保険金の請求・支払いに関する関係先等に提供することがあります。
 詳細は株式会社損害保険ジャパンおよびフェデラル・インシュアランス・カンパニー・ジャパンのホームページをご覧ください。

「青色ドック」

標準検査に追加！

腫瘍マーカー（1種類）とCRP検査

- ・市ヶ谷会場では、男性・肺がん、女性・乳がんの腫瘍マーカーが標準検査に含まれます
- ※各青色申告会実施の青色ドックでは、会場によって異なる場合があります。
- ・一般的にCRP検査とは急性の炎症や細胞の破壊をしらべます。

☆キャンペーン実施☆

平成26年度（平成27年3月31日時点）

の年齢が30歳以下の方は、

標準検査を割引！

標準検査

医師問診（計測・腹囲測定）・血圧測定・尿検査・心電図検査・胸部X線撮影・視力検査・聴力検査・胃部血液特殊検査・血液検査

NEW

腫瘍マーカー検査（1種類）・CRP検査

選択検査

- ①前立腺検査
- ②エストロゲン検査
- ③喀痰検査
- ④便潜血反応検査
- ⑤眼底検査
- ⑥ピロリ菌検査
- ⑦B型肝炎検査
- ⑧C型肝炎検査
- ⑨骨粗しょう症検査
- ⑩腹部超音波検査
- ⑪乳房超音波検査
- ⑫腫瘍マーカー（肺がん・乳がん、肝臓がん、胃がん、膵臓がん、子宮・卵巣がん）

日程：①5月19日（月）②7月15日（火）③9月10日（水）④10月16日（木）⑤11月14日（金）

場所：東京青色申告会館（千代田区九段南4-8-36）※JR、各地下鉄市ヶ谷駅下車徒歩約5分

申込：ご所属の青色申告会にお願いいたします。

受診料金・キャンペーンの詳細など、お問い合わせはご所属の青色申告会までお願いします。

新規・追加で会員になった方★QUOカードももらえる！★

！青色共済 会員増強募集キャンペーン実施中！

詳しくはご所属の青色申告会までお問い合わせください

青色共済はこんな時に支払われます！

病気・ケガで 死亡・廃疾 病気・ケガで 入院
(5日以上の継続入院で1日目から支払)

事業所・自宅に 火災 で損害がでた

☆共済の給付は平成26年5月1日以降請求の場合、平成24年5月1日以降に入院を開始した分からお支払いできます。
(入院時共済会に加入していた方が対象です)

会費は、月々1,000円（共済会費は経理上申告会費と同様の扱いとなります）

☆保障（補償）は80歳6カ月まで継続（自家共済部分の入院見舞金・特別弔慰金のみ）

☆特に脱会のお申出がない限り、自動更新となります

☆本人が受取った給付金は原則として非課税です。（所得税法施行令第30条）

※平成26年2月現在の税制に基づいた記載です。

今後税制改正が行われた場合には、記載の内容と相違する場合がございます。

加入資格

加入時現在、業務に従事している東京都の青色申告会会員、専従者、従業員で、平成26年5月1日現在の年齢が14歳6カ月超、60歳6カ月以下の方

昭和28年11月2日 から **平成11年11月1日** までに生まれた方

【会費・手続】

- ・会費（掛金）は1人月額1,000円です
- ・会費は原則として3ヵ月分前納です
- ・お申込人となる方は東京都内の青色申告会員（事業主）に限ります
- ・加入申込書（票）に必要な事項を記入押印の上所属青色申告会へお申込みください
- ・ご加入にあたっての健康診査はありません
- ・ご加入にあたり、同意確認のため、対象者全員の加入申込書（票）への記名押印が必要となります

【保障（補償）の責任開始日の注意事項】

加入申込日から保障（補償）開始日までの間に入院等された場合はお支払の対象外となり、かつ、上記の「加入いただけない方」に該当した場合は、契約の取消し（解除）となります。

【加入いただけない方】

ガン（肉腫、悪性腫瘍）、白血病、脳出血、脳軟化症、くも膜下出血、心臓病、てんかん、結核、高血圧、胃・十二指腸潰瘍、肝臓病、腎摘出、腎炎、ネフローゼ、子宮筋腫、糖尿病等の病気で、過去1年以内に入院、手術および医師の指示による2週間以上の通院服薬、治療を受けたことがある方は加入できません

青色共済制度について

<ご意向（ニーズ）確認のお願い>

当制度は東京青色申告会連合会共済会（以下共済会）の自家共済（病気や災害の入院や火災等を保障）、三井生命保険株式会社・日本生命保険相互会社・第一生命保険株式会社の団体定期保険（死亡や所定の高度障害等を保障）と株式会社損害保険ジャパンおよびフェデラル・インシュアランス・カンパニー・ジャパンの団体傷害保険（災害の死亡や後遺障害を補償）を組み合わせた制度です。保障（補償）内容、掛金（保険料）、保障（補償）期間（保険期間）、保障（補償）金額（保険金額）等の詳細について別紙「特に重要なお知らせ（契約概要・注意喚起情報）」ならびに当パンフレットの記載事項により、専従者、従業員を含む申込者全員のご意向（ニーズ）に合致していることを確認のうえ、ご加入をお申し込みください。

<団体傷害保険のご加入内容確認事項>

青色共済加入申込書（票）をご覧ください。

<給付内容に含まれる団体定期保険・団体傷害保険の保険金*>

*団体定期保険：死亡保険金または高度障害保険金、団体傷害保険：死亡・後遺障害保険金

給付内容	年齢	団体定期保険	団体傷害保険
災害弔慰金	14歳6ヵ月超～40歳6ヵ月以下	(60%)	(40%)
	40歳6ヵ月超～65歳6ヵ月以下	(50%)	(50%)
	65歳6ヵ月超～70歳6ヵ月以下	50万円	100万円
	70歳6ヵ月超～75歳6ヵ月以下	30万円	100万円
弔慰金/廃疾共済金	14歳6ヵ月超～75歳6ヵ月以下	(100%)	(0%)
障害見舞金	14歳6ヵ月超～75歳6ヵ月以下	(0%)	(100%)

()内は、それぞれ左ページ表の給付額に占める割合を示します。

<その他注意事項>

- ご加入いただいた後にお届けする加入者証は、内容をご確認のうえ、大切に保管してください。
- ご加入の内容は、共済会における規約ならびに引受保険会社における保険種類に応じた普通保険約款および特約によって定まります。詳細は共済会における規約ならびに普通保険約款および特約をご確認ください。またご不明点については、所属青色申告会、取扱代理店または引受保

険会社までお問い合わせください。

- 加入内容が変更となる場合には、所属青色申告会にご連絡ください。特に職業・職種の変更について通知がない場合、変更後の事故について保険金をお支払いできない場合がございます。
- 青色申告会を脱会した場合は、青色共済も脱退となります。ただし保険料期間中は保障（補償）は継続します。
- 青色共済では、所属の青色申告会において各年2月1日、5月1日、8月1日、11月1日の保障（補償）開始に合わせて脱退（解約）の申し出を取りまとめています。

<給付事由（保険金支払事由）発生時の注意事項>

- 給付事由（保険金支払事由）が発生したときは、ただちに所属青色申告会を通して取扱代理店・引受保険会社にご連絡ください。手続きについてご案内いたします。
 - 著しく保険金請求の頻度が高いなど、加入者相互間の公平性を逸脱する極端な保険金支払またはその請求があった場合には、翌年度以降自動継続せず、継続加入できないことがあります。予めご了承ください。
- ※会費3,000円（3ヵ月分）のうち、下記の金額が団体定期保険、団体傷害保険の保険料となり、差は自家共済の掛金となります。

(単位：円)

年齢区分	14歳6ヵ月超、40歳6ヵ月以下	40歳6ヵ月超、50歳6ヵ月以下	50歳6ヵ月超、65歳6ヵ月以下	65歳6ヵ月超、70歳6ヵ月以下	70歳6ヵ月超、75歳6ヵ月以下
団体定期保険	3,210	2,140	1,070	535	321
団体傷害保険	285	285	142.5	142.5	142.5

※当制度では団体定期保険の配当金還付を見込んで会費を徴収しているため、上記記載の保険料合計額が一部会費の金額を超過しています。団体定期保険の配当金は、加入者数、支払保険金額の多少、引受保険会社の決算により毎年変動します。

※団体定期保険の保険料は概算であり、申込締切後の正規保険料と募集時の概算保険料が異なった場合には初回から正規保険料を適用しますが、会費（月額1,000円）に変更はありません。

自家共済に関する注意事項

<給付金の種類・内容>

給付内容	給付金をお支払いする場合
入院見舞金	不慮の事故による傷害あるいは疾病の治療を目的として、日本国内にある病院あるいは診療所に5日以上継続入院したとき。なお、同一事由または同一事業年度（5/1～4/30）中における給付限度日数または金額は左ページ表のとおり
火災見舞金	加入申込書（票）に記載の事業所住所、各会における会員登録住所または現住所に所在する不動産その他資産が火災により損害が発生したときで、損害物件が所在する住所を所轄する消防署にり災申告書の提出があるとき
特別弔慰金	年齢が75歳6ヵ月をこえ死亡または廃疾になったとき
傘寿金	年齢が80歳6ヵ月をこえることとなる年度更新時に自動脱会となるとき。または75歳6ヵ月をこえ80歳6ヵ月以下の間で死亡または廃疾になったとき

※天変地異等またはその他の事由によって、著しく多数にわたって給付事由が発生したときで、理事会の決定があったときは、全額またはその一部について給付しないことがあります。

<給付金をお支払いできない主な場合>

- 加入申込書（票）の記載内容について正しく申告されなかったとき、
- 加入後1年以内に自殺したとき、
- 共済金受取人が故意に共済加入者を死亡または廃疾せしめたとき、
- 不慮の事故のうち、無免許・飲酒運転などの場合、
- 廃疾ならびに障害の認定は当会の規約に従うものとする（既往症などによっては支払われない場合もあります）。

<その他>

- 自家共済部分の保障開始日は平成26年8月1日で、保障期間は同日より平成26年10月31日までの3ヵ月となります。以後継続停止の連絡がない限り3ヵ月毎の自動継続加入の取扱いとなります。
- この自家共済には満期返戻金・契約者配当金・解約返戻金はございません。
- この自家共済は、クーリングオフ対象外となるため、ご契約の申込後に契約の撤回または解除を行うことはできません。
- 共済会の経営が破綻した場合など共済会の業務または財産の状況の変化によって、加入時にお約束した給付金の支払いが一定期間凍結されたり、金額が削減されることがあります。なお、この自家共済は「保険契約者保護機構」の補償対象外となります。

<自家共済引受団体>東京青色申告会連合会共済会

(東京都千代田区九段南4-8-36 電話03-3230-8501)

団体定期保険に関する注意事項

<保険金の種類・内容>

①死亡保険金は保険期間中に死亡した場合、②高度障害保険金は責任開始期後の傷害または疾病を直接の原因として保険期間中に所定の高度障害状態のうちいずれかに該当した場合にお支払いします。

所定の高度障害状態とは

- ①両眼の視力を全く永久に失ったもの
- ②言語またはそしゃくの機能を全く永久に失ったもの
- ③中枢神経系または精神に著しい障害を残し、終身常に介護を要するもの
- ④胸腹部臓器に著しい障害を残し、終身常に介護を要するもの
- ⑤両上肢とも、手関節以上で失ったかまたはその用を全く永久に失ったもの
- ⑥両下肢とも、足関節以上で失ったかまたはその用を全く永久に失ったもの
- ⑦上肢を手関節以上で失い、かつ、1下肢を足関節以上で失ったかまたはその用を全く永久に失ったもの
- ⑧1上肢の用を全く永久に失い、かつ、1下肢を足関節以上で失ったもの

<保険金をお支払いできない主な場合>

- ①被保険者が加入日以降1年以内に自殺したとき
- ②保険契約者または保険金受取人が故意に被保険者を死亡させたときまたは高度障害状態にさせたとき
- ③被保険者が戦争その他の変乱によって死亡または高度障害状態となったとき（ただし、その程度に応じて保険金を全額または削減してお支払いすることがあります）
- ④被保険者が故意に高度障害状態になったとき
- ⑤告知していただいた内容が事実と相違し、告知義務違反により保険契約またはその被保険者に対する部分が解除されたとき
- ⑥高度障害保険金の原因となる疾病・傷害が加入日前に生じていたとき。なお、その疾病や傷害等に

ついて告知いただいた場合でもお支払いの対象にはなりません⑦保険契約者または被保険者に詐欺の行為または保険金の不法取得目的があつて保険契約またはその被保険者に対する部分が取消または無効とされたとき⑧保険契約者、被保険者または保険金受取人が、保険金を詐取する目的で事故を起こしたときや暴力団関係者・その他の反社会的勢力に該当すると認められたときなど、重大事由により保険契約またはその被保険者に対する部分が解除されたとき

<その他>

- この保険は、共済会が保険契約者および保険金受取人となる保険契約です。①の支払いには被保険者の遺族（申込書記載の弔慰金受取人）の、②の支払いには被保険者の同意を得て共済会に支払います。
- 団体定期保険の保障開始日（責任開始期）（加入日）は平成26年8月1日で、保障期間は同日より平成27年4月30日までの9ヵ月間です。以後継続停止のご連絡がない限り平成27年5月1日より1年毎の自動継続加入の取扱いとなります。

当パンフレットは団体定期保険に関して重要と思われる事項を抜粋して記載したものです。記載の無い事項は保険約款に基づき運営されます。

<団体定期保険引受保険会社> ()内は引受割合

三井生命保険株式会社 [事務幹事会社] (50%)

日本生命保険相互会社 (30%)

第一生命保険株式会社 (20%)

上記の引受保険会社は各ご加入者の加入額のうち、それぞれの引受割合による保険契約上の責任を負います。なお、引受保険会社および引受割合は平成26年3月1日現在のものであり今後変更することがあります。

団体傷害保険に関する注意事項

ご加入に際して特にご確認いただきたい事項や、ご加入者にとって不利益になる事項等、特にご注意いただきたい事項を記載しています。ご加入になる前に必ずお読みいただきますようお願いいたします。【加入者ご本人以外の被保険者（保険の対象となる方。以下同様とします。）にも、このパンフレットに記載した内容をお伝えください。また、ご加入の際は、ご家族の方にもご契約内容をお知らせください。】

この保険のあらまし（契約概要のご説明）

- 商品の仕組み：この商品は傷害保険普通保険約款に各種特約をセットしたものです。
- 保険契約者：東京青色申告会連合会共済会
- 保険期間：平成26年5月1日始期契約への中途加入となり、平成26年8月1日午後4時から9ヵ月となります。
- 申込締切日：各ご所属の青色申告会の窓口（以下窓口）にご確認ください。
- 引受条件（保険金額等）、保険料、保険料払込方法等：引受条件（保険金額等）、保険料は本パンフレットに記載しておりますので、ご確認ください。
- 加入対象者：東京青色申告会連合会共済会
- 被保険者：東京青色申告会連合会共済会の会員またはご家族（配偶者、子供、両親、兄弟姉妹および同居の親族）の方を被保険者としてご加入いただけます。
- お支払方法：窓口へご確認ください。
- お手続き方法：加入申込書（票）に必要事項をご記入のうえ、窓口までご提出ください。
- 中途脱退：この保険から脱退（解約）される場合は、ご加入窓口までご連絡ください。
- 団体割引、過去の損害率による割増引は、本団体契約の前年のご加入人数や、保険金のお支払状況により決定しています。
- 満期返れい金・契約者配当金：この保険には、満期返れい金・契約者配当金はありません。

補償の内容【保険金をお支払いする主な場合とお支払いできない主な場合】

- 被保険者が、日本国内または国外において、急激かつ偶然な外来の事故（以下「事故」といいます。）によりケガ（※）をされた場合等に、保険金をお支払いします。
- （※）身体外部から有毒ガスまたは有毒物質を偶然かつ一時に吸入・吸取した場合に急激に生ずる中毒症状を含みます。ただし、細菌性食中毒、ウイルス性食中毒を含みません。
- （注）保険期間の開始日より前に発生した事故によるケガ・損害に対しては、保険金をお支払いできません。
- 「急激」とは、突発的に発生することであり、ケガの原因としての事故がゆるやかに発生するのではなく、原因となった事故から結果としてのケガまでの過程が直接的で時間的間隔のないことを意味します。
 - 「偶然」とは、「原因の発生が偶然である」「結果の発生が偶然である」「原因・結果とも偶然である」のいずれかに該当する予知されない出来事を含みます。
 - 「外来」とは、ケガの原因が被保険者の身体の外からの作用によることをいいます。
 - （注）靴ずれ、車酔い、日射病、しもやけ等は、「急激かつ偶然な外来の事故」に該当しません。

保険金をお支払いする主な場合

- 死亡保険金（国内外補償）
事故によりケガをされ、事故の発生日からその日を含めて180日以内に死亡された場合、死亡・後遺障害保険金額の全額をお支払いします。ただし、既に後遺障害保険金をお支払いしている場合は、その金額を差し引いてお支払いします。
- 死亡保険金の額＝死亡・後遺障害保険金額の全額
- 後遺障害保険金（国内外補償）
事故によりケガをされ、事故の発生日からその日を含めて180日以内に後遺障害等級の第1級から第7級に掛ける後遺障害が生じた場合、その程度に応じて死亡・後遺障害保険金額の42%～100%をお支払いします。ただし、お支払いする後遺障害保険金の額は、保険期間を通じ、死亡・後遺障害保険金額を限度とします。
- 後遺障害保険金の額＝死亡・後遺障害保険金額×後遺障害の程度に応じた割合（42%～100%）

保険金をお支払いできない主な場合

- ①故意または重大な過失
- ②自殺行為、犯罪行為または闘争行為。
- ③無資格運転、酒気を帯びた状態での運転または薬等により正常な運転ができないおそれがある状態での運転。
- ④脳疾患、疾病または心神喪失。
- ⑤妊娠、出産、早産または流産
- ⑥外科的手術その他の医療処置
- ⑦戦争、外国の武力行使、暴動（テロ行為（※1）を除きます。）、核燃料物質等によるもの
- ⑧頭（けい）部症候群（いわゆる「むちうち症」）、腰痛等が医学的見地所見（※2）のないもの
- ⑨ピッケル等の登山用具を使用する山岳登山、ロッククライミング/フリークライミングを含みます。）、航空機操縦（職務として操縦する場合を除きます。）、ハンドグライダー搭乗等の危険な運動を行っている間の事故
- ⑩自動車、原動機付自転車等による競技、競争、興行（これらに準ずるものおよび練習を含みます。）、の間の事故 など
- （※1）「テロ行為」とは、政治的・社会的もしくは宗教・思想的な主義・主張を有する団体・個人またはこれと連帯するものがその主義・主張に関して行う暴力的行為を含みます。以下同様とします。
- （※2）「医学的見地所見」とは、理学的検査、神経学的検査、臨床検査、画像検査等により認められる異常所見を含みます。以下同様とします。

ご加入に際して、特にご注意いただきたいこと（注意喚起情報のご説明）

1. クーリングオフ
この保険は団体契約であり、クーリングオフの対象とはなりません。
2. ご加入時における注意事項（告知義務等）
●ご加入の際は、加入依頼書等の記載内容に間違いがないか十分ご確認ください。
●加入申込書にご記入いただく内容は、損保ジャパンが公平な引受判断を行ううえで重要な事項となります。
●ご契約者または被保険者には、告知事項（※）について、事実を正確にご回答いただく義務（告知義務）があります。
（※）「告知事項」とは、危険に関する重要な事項のうち、加入依頼書等の記載事項とすることによって損保ジャパンが告知を求めたものや、他の保険契約等に関する事項を含みます。
＜告知事項＞この保険における告知事項は、次のとおりです。
★被保険者ご本人の職業または職務 ★他の保険契約等（※）の加入状況
（※）「他の保険契約等」とは、傷害総合保険、普通傷害保険、家族傷害保険、交通事故傷害保険、ファミリー交通傷害保険、積立傷害保険等、この保険契約の全部または一部に対して支払責任が同じである他の保険契約または共済契約をいいます。
＊口頭でお話し、または資料提示されただけでは、告知していただいたことにはなりません。
＊告知事項について、事実を記入されなかった場合または事実と異なることを記入された場合は、ご契約を解除することや、保険金をお支払いできないことがあります。
●死亡保険金をお支払いする場合は、被保険者の法定相続人にお支払いします。
3. ご加入後における留意事項（通知義務等）
●加入依頼書等記載の職業または職務を変更された場合（新たに職業に就かれた場合または職業をやめられた場合を含みます。）、ご契約者または被保険者には、遅滞なく取扱代理店または損保ジャパンまでご通知いただく義務（通知義務）があります。
■この保険では、下欄記載の職業については、お引受けの対象外としています。このため、職業または職務の変更が生じたこれらの職業に就かれた場合は、ご契約を解除しますので、あらかじめご了承ください。ご契約が解除になった場合、「保険金の支払事由」が発生しているときであっても、変更の事実が生じた後に発生した事故によるケガに対しては、保険金をお支払いできません。

プロボクサー、プロレスラー、ローラーゲーム選手（レフリーを含みます。）、力士その他これらと同程度またはそれ以上の危険を有する職業

●加入依頼書等記載の住所または通知先を変更された場合は、遅滞なく取扱代理店または損保ジャパンまでご通知ください。

- ご加入内容の変更を希望される場合は、あらかじめ取扱代理店または損保ジャパンまでご通知ください。
- 団体から脱退される場合は、必ずご加入の窓口にお申し出ください。
- ＜被保険者による解除請求（被保険者権限制）について＞
被保険者は、この保険契約（その被保険者に係る部分にかぎります。）を解除することを求めることができます。お手続き方法等につきましては、取扱代理店または損保ジャパンまでお問い合わせください。
- 保険金の請求状況や被保険者の年齢等によっては、ご継続をお断りすることや、ご継続の際に補償内容を変更させていただくことがあります。あらかじめご了承ください。
- ＜重大事由による解除等＞
●保険金を支払わせる目的でケガをさせた場合や保険契約者、被保険者または保険金受取人が暴力団関係者、その他の反社会的勢力に該当すると認められた場合などは、ご契約を解除することや、保険金をお支払いできないことがあります。

4. 責任開始期
保険責任は保険期間初日の午後4時に始まります。
＊中途加入の場合別途記載のとおりとなります。
5. 事故がおきた場合の取扱い
●事故が発生した場合は、ただちに損保ジャパンまたは取扱代理店までご通知ください。事故の発生日からその日を含めて30日以内にご通知がない場合は、保険金の全額または一部をお支払いできないことがあります。
●保険金のご請求にあたっては、以下に掲げる書類のうち、損保ジャパンが求めるものを提出してください。
保険請求書、印鑑証明書、戸籍謄本、委任状、代理請求申請書、住民票、傷害状況報告書、死亡診断書（写）、死体検案書（写）、診断書、診療報酬明細書、治療費領収書、診察券（写）、運転免許証（写）、レントゲン（写）、同意書 など
（注1）事故の内容またはケガの程度および損害の額等に応じ、上記以外の書類もしくは証拠の提出または調査等にご協力いただくことがあります。
（注2）被保険者に保険金を請求できない事情がある場合は、ご親族のうち損保ジャパン所定の条件を満たす方が、代理人として保険金を請求することができます。
●上記の書類をご提出いただく等、所定の手続きが完了した日からその日を含めて30日以内に、損保ジャパンが保険金をお支払いするまでに必要な事項の確認を終え、保険金をお支払いします。ただし、特別な照会または調査が不可欠な場合は、損保ジャパンは確認が必要な事項およびその確認を終えるべき時期を通知し、お支払いまでの期間を延長することがあります。詳しい内容につきましては、損保ジャパンまでお問い合わせください。
●ケガをされた場合等は、この保険以外の保険で支払いの対象となる可能性もあります。また、ご家族の方が加入している保険がお支払い対象となる場合もあります。当社・他社を問わず、ご加入の保険証券等をご確認ください。
6. 中途脱退と中途脱退時の返れい金等
●保険から脱退（解約）される場合は、ご加入の窓口にご連絡ください。なお、脱退（解約）に際して、返れい金のお支払いはありません。
（注）ご加入後、被保険者が死亡された場合は、その事実が発生した時にその被保険者に係る部分についてご契約は効力を失います。詳しい内容につきましては、取扱代理店または損保ジャパンまでお問い合わせください。
7. 複数の保険会社による共同保険契約の締結
この保険契約は損害保険会社2社（株式会社損害保険ジャパン：70%、フェデラル・インシュアランス・カンパニー・ジャパン：30%）による共同保険契約であり、引受保険会社は各々の引受割合に応じて連帯するよう単独個別に保険契約上の責任を負います。損保ジャパンは幹事保険会社として、他の引受保険会社を代理・代行して保険料の領取、保険証券の発行、保険金支払その他の業務または事務を行っております。
8. 保険会社破綻時の取扱い
引受保険会社が経営破綻した場合または引受保険会社の業務もしくは財産の状況に照らして事業の継続が困難となり、法令に定める手続きに基づきご契約条件の変更が行われた場合は、ご契約時にお約束した保険金・解約返れい金等のお支払いが一時的に滞り続けたり、金額が削減されることがあります。この保険は損害保険契約者保護機構の補償対象となりますので、引受保険会社が経営破綻した場合は、保険金・解約返れい金等の8割まで（ただし、破綻時から3か月までに発生した事故による保険金は全額）が補償されます。
9. 個人情報の取扱いについて
●保険契約者（団体）は、本契約に関する個人情報を、損保ジャパンに提供します。
●損保ジャパンは、本契約に関する個人情報を、本契約の履行、損害賠償等損保ジャパンの取り扱う商品・各種サービスの案内・提供、等を行うために取得・利用し、業務委託先、再保険会社、等に提供を行います。なお、保護医療等の特別な非公衆情報（センシティブ情報）については、保護法施行規則により限定された目的以外の利用はいたしません。詳細につきましては、損保ジャパンのホームページ（<http://www.sompo-japan.co.jp>）に掲載の個人情報保護宣言をご覧ください。また、取扱代理店または損保ジャパン営業店までお問い合わせ願います。申込人（加入者）および被保険者は、これらの個人情報の取扱いに同意のうえ、ご加入ください。

【ご加入内容確認事項】

1. 保険商品が以下の点でお客様のご意向にそった内容になっていることをご確認ください。
補償内容（保険金の種類や保険金をお支払いする場合、保険金額（ご契約金額）保険期間（保険のご契約期間）、保険料・お支払方法（保険料払込方法）、満期返れい金・契約者配当金の有無
2. ご加入いただく内容に誤りがないかどうかをご確認ください。
以下の項目は、保険料を正しく算出したり、保険金を適切にお支払いしたりする際に必要な項目です。内容をよくご確認ください（告知事項について、正しく告知されていることをご確認ください）。
□被保険者の「生年月日」（または「満年齢」）、「性別」は正しいですか。
□パンフレットに記載の「他の保険契約等」について、正しく告知されていることをご確認ください。
□被保険者ご本人の「ご職業」は正しいですか。

オートテスター、オートバイ競争選手、自転車競争選手、自動車競争選手、猛獣取扱者（動物園の飼育係を含みます。）、モーターボート競争選手の方等は上表の分類と保険料が異なります。プロボクサー、プロレスラー、力士、ローラーゲーム選手（レフリーを含みます。）、の方等についてはお引き受けできません。

3. お客様にとって重要な事項（契約概要・注意喚起情報の記載事項）をご確認いただきましたか。
□特に「注意喚起情報」には、「保険金をお支払いできない主な場合」等お客様にとって不利益となる情報や、「告知義務・通知義務」が記載されていますので必ずご確認ください。

問い合わせ先（保険会社等の相談・苦情・連絡窓口）

- 取扱代理店 株式会社東京青色 〒102-0074 東京都千代田区九段南4-8-36
TEL：03-3230-8501 FAX：03-3230-8655
- 引受保険会社 株式会社損害保険ジャパン 営業開発第一部第二課
〒100-8965 東京都千代田区霞が関3-7-3
TEL：03-3593-6442 FAX：03-3593-6562
- 指定紛争解決機関
損保ジャパンは、保険業法に基づく金融庁長官の指定を受けた指定紛争解決機関である一般社団法人日本損害保険協会と手続実定基本条約を締結しています。損保ジャパンとの間で問題を解決できない場合は、一般社団法人日本損害保険協会に解決の申し立てを行うことができます。一般社団法人日本損害保険協会 そんばADRセンター（ナビダイヤル）0570-022808・通話料有料>PHS・IP電話からは03-4332-5241をご利用ください。
受付時間：平日の午前9時15分から午後5時まで（土・日・祝日・年末年始は、お休みとさせていただきます。）
詳しくは、一般社団法人日本損害保険協会のホームページをご覧ください。（<http://www.sompo.or.jp/>）
●事故が起こった場合は、ただちに損保ジャパン、取扱代理店までご連絡ください。

取扱代理店は引受保険会社との委託契約に基づき、お客様からの告知の受領、保険契約の締結・管理業務等の代理業務を行っております。したがって、取扱代理店とご締結いただいていた有効に成立したご契約につきましては、引受保険会社と直接契約されたものとなります。



青色共済

新規 追加

加入申込書(票)

この契約は、平成26年8月1日() 申込日
から有効(※)となります。

年 月 日

募集者印

東京青色申告会連合会共済会 御中

会番号	事業所コード(右ゾメ)	支 部 名	支 部	班 名	班

加入年月日 西暦 年 月 日	事業所名 (フリガナ)	事業主名 (フリガナ)	事業主告知確認欄
201481			印
郵便番号	事業所住所 (フリガナ、左ゾメ)		

組織コード	事業所電話番号
14	-
会 支 部 班	

加入者は、加入にあたって、経営破綻時の資金援助措置に関する説明を含む当制度についての重要事項に関する説明書類を受け取るとともに、その内容ならびに個人情報取り扱いにつき承諾・同意しております。また、本申込書(票)の記載内容および別記告知内容(下記①②)は事実と相違ないことを誓約します。さらに、保障(補償)内容が意向に沿っていること、青色共済の損害保険会社引受部分については、保険金受取人により共済会が引受保険会社に請求を行い、受領した保険金を共済会(青色申告会)より保険金受取人にお支払いする仕組みとなっております。

加入者氏名 (フリガナ)	区分	性別	※職業・職種	※生年月日	口数	弔慰金受取人氏名 (フリガナ)	続柄
氏 名	事業主	男		昭和	①	氏 名	
氏 名	専従者	女		平成			
氏 名	従業者						
氏 名	事業主	男		昭和	①	氏 名	
氏 名	専従者	女		平成			
氏 名	従業者						
氏 名	事業主	男		昭和	①	氏 名	
氏 名	専従者	女		平成			
氏 名	従業者						
記入例	アオゾラタロウ	青空	青果販売	昭和	300901	アオゾラノリ	1
	青空太郎			平成		青空紀子	妻

団体傷害保険はご加入手続きに際し、以下の事項を十分にご確認ください。
 1. この制度が以下の点でお客さまのご希望に合致した内容となっていることをパンフレット・『特に重要なお知らせ』でご確認ください。万一ご希望に合致しない場合は、ご加入内容を再度ご検討ください。
 (主契約、セットしている特約を含みます。)
 保険金額 (ご契約金額)
 保険期間 (保険のご契約期間)
 保険料・保険料払込方法

2. 記載・記入の漏れ・誤りがないかご確認ください。
 以下の項目は、正しい保険料の算出や適切な要領項目です。
 記載・記入の漏れ・誤りがある場合には、訂正あるいは追記をお願いいたします。
 ※「生年月日」欄「性別」欄「職業・職種」欄「他の保険契約等」欄は正しくご記入されていますか？
 ※被保険者(補償の対象者)の範囲はご希望どおりとなっておりますか？

★太枠部分をご記入ください。 ★事業所名の欄は、事業所名のないときは、空欄にして下さい。
 ★受取人の続柄は、配偶者→1、子→2、父→3、母→4、その他→9と入れて下さい。

下記②③が「あり」の場合、必ずご記入下さい(ご記入のない場合には、「なし」と回答したことになります。)
 ① 加入申込日現在正常に就業し、かつ過去1年以内にチラシ記載の病状により入院、手術および医師の指示による2週間以上の通院服薬、治療を受けたことがないことを確認の上押印いたします。
 ② 本契約以外のケガの危険を補償する保険契約はありますか。
 ③ 過去3年以内に障害保険金(5万円以上)を請求したことがありますか。

加入者氏名	保険種類	保険会社	満期日	保険金額(円)	入院日額(円)	加入者氏名	保険会社	回数	合計金額(円)

※印がついている項目が告知事項です。この項目が事実と異なる場合、または、事実を記載しなかった場合には、ご契約を解除し、保険金をお支払いできないうことがありますので加入申込書(票)の内容を必ずご確認ください。